

日本における社会福祉運動の展開とその特質

永岡正己

要旨

本稿は、日本の社会福祉運動の展開過程を、今日社会福祉の課題をふまえて通史的に概観したものであり、国際シンポジウム報告（2018年）を加筆修正したものである。まず社会福祉運動の概念と範囲および戦後1970年代にかけての研究動向にふれ、社会運動との関係や社会福祉運動の捉え方を簡単に述べた。その上で、明治初期の「慈善運動」から、産業革命期からの慈善事業と人権・福祉に関連する運動、第一次世界大戦後の社会事業の運動的展開を取り上げ、1930年代の運動の進展から、太平洋戦争期にかけて総動員体制下で抑圧とともに運動が変化し、人的資源や戦争遂行の視点に立つ翼賛的運動が中心となったことを論じた。戦後は、社会福祉運動は民主主義と人権の条件を得て各分野で本格的に生成・展開するが、敗戦から被占領期、1950年代、60年代から70年代へ、70年代半ばから90年代、2000年代以降に分けて整理した。結論として日本の社会福祉運動の歴史的特質について重要な点を整理し、今日の動向と関連して社会福祉運動の新たな発展の必要と研究課題を述べた。

キーワード：社会福祉運動，社会保障，主体形成，人権，ソーシャル・アクション

はじめに

本稿は、第66回日本社会福祉学会秋季大会（2018年9月9日、金城学院大学）・国際学術シンポジウム「韓国・中国・日本における社会福祉運動の発達とその特徴」において日本の報告「日本における社会福祉運動の発達とその特徴」と題してまとめ、当日フルペーパーで報告集の冊子が配布されたものに、注記などの加筆修正をおこなったものである。配布が会場に限られたものであり、紙面の関係で注記ははじめ省略した部分があったため、今回あらためて準備した草稿にもとづいて掲載することとした。最近の議論については改めて論じたい。本稿は、社会福祉の領域における運動の展開をいくつかの歴史的系譜から時代の推移とともに概観し、日本の歴史的特質と課題、社会福祉運動の共通の研究課題を考察したものであり、今後の運動に少しでも資することができれば幸いである。

1. 社会福祉運動の範囲と枠組み

(1) 社会福祉運動の範囲

社会福祉運動については、社会運動の一つの領域としての位置と、社会福祉の構成要素の一つとしての位置がある。また社会福祉運動と重なるものとして社会保障運動や市民活動との関係からの検討があり、ソーシャル・アクションとして論じられてきた面からの整理も必要となる。さらに社会福祉運動をその成立の歴史的条件から限定的に捉えるか、前史を含めてより広く捉えるかの問題や、運動の範囲をめぐる設定からの議論も必要である。

ここでは、社会運動および社会福祉運動の概念や戦後の研究動向について運動の高揚する1960～70年代の議論に簡単にふれた上で、以下、近現代の歴史の中から社会福祉の領域における運動の展開を概観したい。

社会福祉・社会保障の発展にとって、社会運動が重要な原動力であることはいうまでもない。貧困や生活困難を生み出す社会構造の変革や政治や経済から個別の問題まで、社会運動の働きは重要である。しかし、その中で社会福祉運動においては、より具体的に人々の生活問題の解決や支援に対応し、力を奪われ弱い立場に置かれた人びとを中心に置いて、重層的にいのち、生活、発達の課題に応えるものなので、社会運動一般よりも、運動の目的は限定されるとともに、主体や対象、形態は多岐にわたる⁽¹⁾。

障害や病、貧困を担って生活する立場からは、社会の仕組みの変革や承認を求めて運動の主体となる力も奪われ、また運動を起ししても大きな力を発揮できない面が長くみられた。しかし、そこには労働運動・社会運動一般よりも支援の立場との密接な連帯があり、共通の理念にもとづいた運動の緊密な形態が特徴としてあった。社会運動の中で周辺に位置づけられ、補充的に捉えられた時代もあるが、今日では、もっとも強く人間の生きる場所、具体的な生活に光をあてて人権を守り福祉の実現をめざすものとして、社会運動全体の理解に示唆を与え方向づけるものでもありと考えられる。

そして、社会運動史研究の進展から見ると、運動の生成・発展・衰退過程と社会的・歴史的役割の解明が必要である。何を目的として運動がどのように組織されたかによって運動の評価は変わるし、それが対立する局面や力学、複合的な要因によって生成される場合があり、大きな社会変革よりも、具体的な生活の権利や社会的承認を獲得するための小状況での課題設定がある。また反福祉的な方向の運動組織が生まれることも、社会福祉の歴史として人々の意識形成と構造的につながるものとして位置づける必要がある。今日ではメディア、情報伝達機能の変化によって新しい様相も見られるようになった。マルクス主義による社会発展論と階級闘争の視点を今日のどう読み直すかという課題があり、社会学を基礎とした資源動員論や政治過程論などの提起を経て、近年の「新しい社会運動」をめぐる議論に続く運動史分析の新たな検討や深化の課題がある⁽²⁾。

筆者は、社会福祉理論史、大阪社会福祉実践史、セツルメント運動史などを中心に思想的視点と運動史的視点から日本の社会福祉史の総体を捉えたいと考えてきたが、社会福祉運動の歴史は、社会運動史の分析枠組みの検討にあたって思想的にもっとも重要なものの一つと考えている⁽³⁾。

(2) 社会福祉運動史の研究枠組み

①戦後～70年代への社会福祉運動論の展開

戦後の研究において、社会福祉運動を論じたものとして、戦前からセツルメント、労働問題、教育、保育、保健・医療の実践運動に関わった人々がいた。天達忠雄による「ソーシャル・アクション」(『社会事業要論』1959年)や、早くから活動してきた浦辺史の「社会福祉運動」への実践的な提起があった。天達、浦辺や鷺谷善教の整理はその後の出発点となっている。その前提には1920年代半ばからの社会事業論争における大林宗嗣、川上貫一をはじめとする議論や、1930年代後半の風早八十二の社会政策史からの運動の視点などがあったことも忘れられないことである⁽⁴⁾。

社会福祉が一つの転機を迎える1970年前後の時期には、戦後の社会福祉理論の枠組みに運動の側面を組み入れて運動・アクションの要素を重視した一番ヶ瀬康子、真田是らの論があり、さらに、それらを引き継いだ人々による実践と一体となる深化が、少数ではあったが続けられてきた。またソーシャルワークの面からの検討もなされた。浦辺は「日本のソーシャル・アクションの現状」(1970年)、「社会福祉運動が示すもの」(1971年)等で、「社会福祉運動とは、社会福祉の対象者と社会福祉労働者を中心として、社会福祉の要求、改善を目的とする自主的、民主的な住民運動をいう」として、いくつかの類型に整理した⁽⁵⁾。また一番ヶ瀬は、『現代社会福祉論』(1971年)、『社会福祉要論』(1975年)等で、社会福祉運動の範囲を、生活問題のうち直接社会福祉に関連のある要求を内包し顕在化して社会運動として展開されてきたものとし、セツルメント運動史や母子保護法制定運動史などの検証をふまえて整理した⁽⁶⁾。運動的視点から共に議論を組織した真田は社会福祉運動史が民主主義の水準と深い関係にあり、現実の社会福祉制度や生活要求をもった運動として、実践の場と結びついた議論を展開し、社会福祉を把握する構造的な枠組みを提示した(『社会福祉労働』1975年など)⁽⁷⁾。これらは社会福祉における社会福祉運動の位置を理論的に検討する段階に入ったことを示すものであった。なお、一番ヶ瀬康子・真田是編『社会福祉論』の第1版(1968年)と改訂版(1975年)の改訂内容には60年代後半から70年代にかけての理論的枠組みの変化の過程がよく示されている。とくに初版の社会福祉運動を「社会保障闘争の一部」と捉えて論を展開する向山耶幸論文と、改訂版での貧困・生活問題を前提として、「自らの持つ要求を社会福祉政策の充実・改善をせまることによって実現していこうとしているいくつかの運動を、とくに社会福祉運動と総称し」、「その担い手、要求内容、手段などの面で、異質な、さまざまな運動が存在する」ことを整理しようとする岩田正美論文の相違には、まだ範囲は限定されているが、時代の変化と社会福祉運動の枠組み変化の過程と模索がみられ

た⁽⁸⁾。当時70年代前半には、福祉労働論は、鷺谷や細川順正らが実践の場で組織しつつ進めた議論は、福祉労働・保育労働と一体のものであり、真田や高島進らの論とともに、実態を改善するための課題を整理し、社会福祉の理論分析への媒介となるものでもあった⁽⁹⁾。

ソーシャル・アクションをめぐるのは、鷺谷善教の階級的運動の視点と木田徹郎の中範囲理論からの「専門社会事業の特殊な科学的行動体系の一部」とする専門化・技術化の視点とのずれ違いも、60年代後半からの社会開発論や社会福祉士資格化の志向と社会福祉の低位性や福祉労働の実態の視点の矛盾の中にある運動の状況をよく示すものであった⁽¹⁰⁾。また戦後早くから発言してきた小倉襄二の人間疎外、人権運動、市民運動・市民福祉の視座からの提起も運動の展開にとって重要であった⁽¹¹⁾。さらに地域福祉領域からの右田紀久恵、住谷馨、井岡勉らによる政策と地域と運動の結節点としての地域福祉の位置の明確化と運動論的枠組みの提起（『現代の地域福祉』）は、地域統合と住民主体、福祉運動の視点にとって新たな課題を示すものであり、今日につながるものであった⁽¹²⁾。

このような70年代にかけての議論の経過からみると、運動史の範囲は生活問題の成立、民主主義の水準に規定されるが、歴史の視座からは、生活要求の視点に立って歴史を遡って集合的な行動を広く検討する必要があることがすでに明らかになっており、その後どのように深化され内実化されたかが問われるものである。

②日本における社会福祉運動の類型

次にいくつかの議論をふまえて社会福祉運動の類型を見ると、運動の目的には、①国家や地方行政に対して、より良い政策を求めて働きかけ、提起するもの、②生活要求・制度・サービスの具体的な改善を求めるもの、③行政や企業、団体・施設等に謝罪や賠償を求めるもの、④異議申し立てをし、社会的承認や法的権利を取得・拡充しようとするもの、⑤自ら事業・施設・場所をつくり、協同、支え合いを創り出そうとするもの、⑥福祉労働者の諸条件の改善や、実践の場で研究を進めるもの、⑦広く社会に働きかけ、支援を組織し、協力を呼びかけ、問題の緩和・解決を図るもの（国際的な広がりをもつ場合もある）、⑧社会の福祉思想や意識の発展・変化を促すもの、などがある。

主体には、①生活上の問題を担う当事者（個人、団体、地域）、②その親や家族、③住民・市民、④労働組合や協同組合、NPOなどの組織、⑤社会福祉労働者、福祉関係者、研究者がある。さらに⑥国や地方自治体が、問題に対応して組織する場合もあり、自治体が国に対して運動を展開する場合もある。

要求や活動を行う対象としては、①国家、②地方行政、③事業者（団体・施設、企業）、④個人、⑤地域社会、⑥全体社会などがあり、逆に支援の対象としては、子ども、高齢者、障害者、患者、家族、地域社会などがあるが、これらは属性として整理した場合である。

形態には、①陳情、請願、行政交渉（社会福祉団体・施設などの場合多く見られる）、②訴訟による法的権利行使、③福祉労働運動、④当事者・利用者の自治運動、⑤福祉研究運動、⑤社会

への訴え、啓発、組織化、募金などがある。

またこの他に、対象としては、運動における要求の対象と運動が焦点化する支援の対象という二重性がある。期間としては長期・短期があり、運動の範囲にも社会一般の問題から特定の具体的問題まで広狭があり、さらには地域的、国内的、国際的な援助や訴えなどの運動に分けることが出来る。主体も形態も幅広いものがあることの意味を、社会福祉と生活の諸問題の多様性の視点から捉えておく必要がある。

なお、時間軸で考えると、運動は、政策全体、福祉のあり方全体から、個別化、地域化された問題まで多様である。また重要なこととして、社会福祉のあり方や地域社会の問題解決をめぐる、多様性や共通の思想や価値をどう共有し、どのような立場に立つかによって、運動性が異なる方向に働き反福祉的な運動となる場合もある。これは限定的に考えると社会福祉運動から除外できるが、歴史的経過からは、運動がそのようにしてファシズム、国家総動員体制の下で優生思想や人的資源の思想に組み込まれた経験や、今日もヘイトクライムに見られる運動的要素から考えると、反福祉の運動は人権にかかわる社会福祉領域のもつ影の部分として重要な点である⁽¹³⁾。

また社会福祉においては、社会福祉運動の主体が、当事者・利用者だけでなく、アドボカシーの専門性につながるように、支援者が主体となって連带的・代弁的に取り込まれる比重が大きい面がある。そして、それが次第に当事者との運動における協働・一体化、さらに当事者主権の位置へと軸が移動してゆく運動主体形成の変化がある。

さらに、問題解決を図るために政策主体（権力主体）が先取的に運動を組織し動員する場合や、共通理解が形づくられた場合には、それにもとづいて公私協働によって組織がなされ、政策主体と運動主体が提携して取り組む場合もある。社会福祉の領域は、生活問題の個別具体的なレベルで身体的、精神的、経済的問題などを含む多面的な対応があるので、その構造に即して、多様に広がる課題に取り組む、きわめて多数の主体がある。このように社会福祉運動のもつ複雑さがある。

社会福祉運動は、共通の問題認識、課題認識にもとづいて連帯し、つながらねばならないが、個々の課題によって個別化されるところがあるので、社会福祉総体にかかわる明確な問題については大きな運動が展開できても、個々の活動を組織化する場合には、連帯や包摂の幅の広狭がある。これらは構造的にその位置や関係を明らかにしなければならない。市民としての活動のあり方と自治、主体性をどう位置づけるかも課題となるところである。伝統的には労働運動や資本主義体制に対してマルクス主義の視点から社会変革を目指す運動やヒューマンイズムにもとづく運動が主流にあったが、現在では主体形成と権力構造の把握による多様な形態が含まれており、社会福祉のあり方、ソーシャルワークのあり方への問いとも連動して深められねばならない課題である⁽¹⁴⁾。

2. 戦前における社会福祉運動の系譜

広い意味で社会福祉運動の系譜を見ると、奈良時代の行基の民衆救済活動、キリシタンによるミゼリコルディアの組などの慈善活動、大塩平八郎の乱（1837年）、江戸時代の一揆や打ち毀しの例なども日本の社会福祉運動の系譜に連なるものとして意味を持つものであり、また前近代社会における地域生活の共同性の中からも系譜を見ることができるが、以下、近代以降の社会福祉運動の系譜（慈善・救済活動、社会事業運動）および戦後社会福祉運動の推移を、要求や抵抗の運動から政策的運動まで含めて主なものを概観してみたい⁽¹⁵⁾。

(1) 近代における慈善・救済運動、社会事業運動

明治維新を起点とする近代の始まりにおいて、慈善事業の取り組みは、困窮した、あるいは放置された人々と出会い、孤児院などの施設をつくって助けようとするところから始まった。治安や社会秩序を維持する意図を持つ場合もあったが、すぐれた実践には、キリスト教、仏教、儒教それぞれの思想的基盤をもちつつ、隣人として根源的な生活要求に応えようとする働きがあった。明治初期の孤児院や医療機関設立の経過には、仁慈堂、小野慈善院、福田会、楽善会、愛育社、好善社など、キリスト教や仏教伝道の背景をもち、前近代からのつながりと近代の新たな海外からの文化受容によって、近代国家から排除され周辺化される人々を支えようとする意識が見られた。こうした例は数多く存在している。J.C. ベリー（John Cutting Berry）や原胤昭による監獄改良運動と釈放者保護事業、高瀬真卿らの感化院設立には、自由民権運動の挫折から慈善事業へと歩んだ運動的連続の例も見られた。また、共同体と相互扶助の面からみると、明治維新时期に、村々での互助活動が社会福祉の系譜としてあり、村の地域支配の閉鎖性と自治・主体性・共同性の間であって、慈善・救済のもつ運動性をもって生活支援を行う例も見られた⁽¹⁶⁾。

(2) 産業革命期からの慈善事業と福祉領域の運動

1880年代後半（明治20年代）からの産業革命期になると、自由民権運動から転進した人々、社会主義的方向をとる人々の活躍、宗教的基盤をもって活動する慈善事業実践の社会化の進展など、重要な動きが現れる。

近代の代表的施設である岡山孤児院（1886年、石井十次）をはじめとする孤児院、滝乃川学園（当初・孤女学院、1891年、石井亮一）をはじめとする知的障害児施設、養老院、婦人ホームなど、またハンセン病患者のための復生病院や回春病院など各地における活動は、対象は異なるが共通に「慈善事業施設づくり運動」ともいえる性格をもっており、この系譜はその後も数多くの事例があり、多様な思想性が内包され、戦後の作業所づくり運動の前史とも言える面も見られた。

濃尾大地震（1891年）における災害救援活動は、当時全国の慈善事業施設が連携して被災地

救援の運動が行われ、この救援からその後のいくつかの代表的な施設が生まれ、また支援のネットワークも生まれている。この災害と救援活動、応急的施設開設から恒常的な施設設立への経過はのちの関東大震災（1923年）や伊勢湾台風（1959年）の時にもみられたものであり、支援する側からの運動としての性格が見られる。

また、近代の暗黒と言われた遊廓に身売りされた女性の解放に取り組む廃娼運動や禁酒運動などの矯風運動が1880年代から日本キリスト教婦人矯風会（1886年）や救世軍（1895年）、U.G.モルフィ（Ulysses G. Murphy）ら日本人と外国人宣教師の協働によって進められた。この活動から娼妓取締規則（1900年）が制定され、自由廃業が法的には認められるようになった。吉原遊廓大火後には廓清会（1911）も生まれた。日本の公娼制度廃止は1956年売春防止法まで実現しなかったが、その過程にある運動の意義は重要である。これらの運動には道徳的性格があるが、福祉実践の運動的源流をよく表わすものであった。

殖産興業政策の中で起こる最初の代表的な公害問題は足尾鉍毒事件である。1892年に古河鉍業による鉍毒の原因が明らかにされ、操業停止を求めた運動が進められた。1900年の川俣事件（第4回請願に出発した被災民と警官隊が衝突し、主要な人々が入獄し、裁判は1903年まで続いた。その後谷中村のたたかいとなる）を頂点とし、鉍毒被災地のリーダーたちと運動を指導した田中正造の他に、支援する基督教婦人矯風会の女性たち、政治家、ジャーナリスト、弁護士、医師、学生ボランティアたちが連帯してたたかった。これは近代の重要な社会運動として知られるが、鉍毒被害民の抵抗運動、支援者・団体による施療所・施設開設、被災地救援活動と鉍毒反対運動、裁判支援など福祉運動の原型となる内容を持ち、社会福祉運動の系譜でもある。1901年末から鉍毒地救済婦人会、鉍毒地被害民救済仏教有志会などが組織され、鉍毒地救済学生同志会も結成され支援活動を続けるが、これは運動型ボランティアの先駆であった。また被災地の活動家が社会的実践へと歩んだ例もみられた⁽¹⁷⁾。

1890年代には日本でのセツルメント運動も始まっている。1897年には片山潜が東京にキングスレー館（Kingsley Hall）を開設し、私立三崎町幼稚園、労働倶楽部、青年倶楽部、講座・講演、夜学校、料理教室、渡米相談・支援などの活動と、労働組合運動、協同組合運動（共働店）などの広域の運動を展開した。これは労働運動、社会主義運動へと変化したが、活動は困難となった。この社会運動との関係に見られた困難は、その後の日本のセツルメント運動の特質と葛藤の問題として長く議論されるところとなった⁽¹⁸⁾。

またこの1900年代初頭に東京（1898年片山潜、横山源之助ら貧民研究会結成、解散のち留岡幸助、相田良雄らにより同名の組織結成）、大阪（1901年、谷頭辰兄、加島敏郎、小橋実之助らにより慈善団体懇話会結成）で慈善組織運動が始まるが、大阪の慈善団体懇話会（のち大阪慈善同盟会）では施設のネットワーク、募金運動や助成の要請行動も含まれた、両者によって結成された全国慈善同盟会の準備組織は、のち日露戦争後の帝国主義期となる1908年には中央慈善協会として設立され、半官半民の行政翼賛型の組織の性格をもつことになるが、日本の社会福祉運動の歴史的特質を示すものである⁽¹⁹⁾。

制度との関係では産業革命期には産業組合法（1900年）が制定される。農村での産業組合運動は、日本における協同組合のもう一つの制度的流れになるものである。また救貧関係法制の改正議論、養老法案の提案（1912年、福本誠ら）などの展開にも運動的要素が見られた。また日露戦争後の1908年頃から第一次世界大戦期にかけては、日本では地方改良運動や報徳運動、婦人運動などで軍事援護的な動員型の運動が多く見られる。

（3）第一次世界大戦後からの社会事業の運動的展開

①社会事業の成立と運動—1918～1928年

第一次世界大戦後に欧米の動きとそれまでの内的展開を前提として、「社会連帯」「社会改良」「労使協調」などの言葉とともに社会事業の概念が成立する。天皇制帝国主義下であったが、政党内閣が生まれ、民主主義や生存権への関心が強まり、大正デモクラシーと呼ばれる時代が現れ、関東大震災の転機を経て1925年に治安維持法が成立する頃まで続いた。米騒動（1918年）が全国的に広がり、この時期には労働運動、農民運動、社会主義政党など、さまざまな社会運動が登場した。これらは社会福祉運動の範域を超えたものであるが、貧困・差別・生活問題として重なり合う面があり、社会事業運動の形成に間接的に重要な影響を与えている。また、関東大震災（1923年）は甚大な被害に対して被災者への救援活動が全国的に広がり、生活、医療支援等の取り組みを通して福祉領域の運動を前進させた。しかし、自警団や警察による中国人・朝鮮人虐殺事件が起き、日本との交流を進め僑日共済会を設立した王希天が殺される事件もあった。

河上肇の『貧乏物語』をはじめとする貧困理解の社会的浸透、賀川豊彦の労働運動から生活協同組合運動、神の国運動に至る幅広い福祉領域の運動などがあった。また東京帝大新人会による母子医療運動と賛育会の設立もある。労働組合、農民組合が結成されるが、それと併行して協同組合も生まれる。賀川豊彦とその同労者たちによる神戸購買組合、灘購買組合（1921年、戦後合併し灘神戸生活協同組合、現・コープこうべ）や共益社（大阪）、基督教産業青年会（東京）など協同組合運動の理念が日本でも明確になり、さらに消費組合運動の組織をめぐる議論や方向の模索がなされた⁽²⁰⁾。

部落差別に関しては1910年代からの融和運動に対して、被差別部落の主体的な解放をめざす水平社運動が生まれた。児童愛護運動では大阪児童愛護連盟のように児童保護の枠組みを超えた文化運動の性格をもった活動もあり、その機関誌『子供の世紀』⁽²¹⁾など、やわらかな運動を進める重要な雑誌も生まれた。

この時期の代表的な社会改良的な社会事業実践として注目されたのは、セツルメント運動の全国的な発展である。「セツルメント時代」と呼ばれ、各種の講座、クラブ、組合、キャンプ、保育などの活動が展開された。しかし、セツルメントが「隣保事業」と訳されて定着してゆくことにより、日本の地域共同体の仕組みとが理念として結びついていった。また当時、国際的にコミュニティ・センター、ネイバーフッド・センターへ展開する時代にあって、セツルメントの理念の発展が必ずしも理解されなかったことも時代状況としてあり、社会事業の総合施設としての

公立社会館・隣保館も増加し、社会教化事業の一環とされ、運動としての性格が弱められることになった⁽²²⁾。

セツルメントには、キリスト教系（石井記念愛染園、興望館など）や仏教系（四恩学園、光徳寺善隣館など）、大学のほか、公立（大阪市立北市民館など）があり、都市部の労働者地域、貧困地域などに設置された。また内務省の労働問題対策機関である協調会の善隣館（のち仏教に移管）、大阪の内鮮協和会による隣保館（鶴橋隣保館など）なども、政策主体として行政の地域・労働対策の面をもつものであり当時から批判があったが、館長や職員の運動への意識によってセツルメントの実践の内実が保たれる例があった。その中で、東京帝大セツルメントはトインビー・ホールを原型として労働運動や無産運動とも結びついて典型的な活動を見せたが、他に東京や京都での学生セツルメントの先駆けとなる重要な活動事例もあり、さらに解明しなければならない⁽²³⁾。

被差別部落に対する融和政策によって水平運動に対抗する中央融和事業協会や同愛社などの融和運動があり、在日朝鮮人に対する統治と生活対策を含む協和運動（内鮮融和運動）も見られた。また、行政半官半民的な官製の社会教育系の運動としては、1919年文部省によって生活改善運動が始まり、翌年に生活改善同盟会が組織されている。これは社会事業とは範疇を異にするのが、日露戦後の地方改良運動を引継ぎ、その後の昭和恐慌期の農山漁村経済更生運動や戦後の生活改善運動（生活改良普及員）の前提となっている⁽²⁴⁾これらにも両面があり、戦後の主体的な生活運動と政策的な生活改善への誘導との関係はその後今日に至る運動史の課題ともつながり、隣接領域との横断的な分析が必要になる。

②昭和恐慌期から戦時下への社会事業運動とその終息－1929～1945年

こうした社会事業の運動面の展開は、世界恐慌の影響によって失業問題が大きくなる時期に盛んになり、先鋭化するものが見られた。救済に関しては、無産者医療運動（無産者診療所、大衆病院など）が、実費診療運動の流れとは別に、労働運動、無産政党の発展と並行して進んだ。また無産者保育運動（無産者託児所）も同様であった。これらは戦後の医療民主化運動（民主医療機関連合会）や民主保育運動の発展につながる⁽²⁵⁾。

昭和恐慌期のセツルメント運動は、失業や農山漁村の窮乏に対して、水上生活者や都市スラム、在日朝鮮人の居住地域へと活動が広がる。労働運動型や、婦人セツルメントも登場し、仏教系だけでなくキリスト教系の農村セツルメントも増加した。これは農村隣保事業の政策的拡充とキリスト教農村伝道からの両面の展開があり、賀川豊彦、杉山元治郎、村島帰之、金田弘義ら「社会的基督教」運動とも関連している。また農村生活合理化と結びついた運動（羽仁もと子、1934年に東北セツルメント開設）などが見られるが、全体として公立隣保館や寺院を中心に農村隣保館が増えていった。農村では農繁期託児所も地域ぐるみで増えていった⁽²⁶⁾。

消費組合運動もこの時期、マルクス主義、社会民主主義等の政治的路線対立を含み発展するが、時代が変化する中で活動は困難となり、戦時下は家庭購買組合などに限定された。

戦前日本のソーシャル・アクションとしてもっとも知られるものは救護法制定・実施促進運動である。恤救規則改正案上程（1928年）からその早期制定を求め、制定後も経済恐慌によって実施が引き延ばされる状況に対して方面委員たちが救護法実施期成同盟会を組織して請願運動を行い、最後は天皇への上奏に至った。これは行政の末端を担う方面委員によって皇室の仁慈に訴える思想をもっていた。この形態は、今日でも行政への予算対策運動など陳情型の取り組みに見られるものである。方面委員活動は天皇制的慈恵、仁政に基盤をもつパターンリズムと生活擁護の隣人運動の二面性があり、戦後の課題にもなる⁽²⁷⁾。しかし、こうした社会運動の一形態をどう評価するか、地域生活実態、アクターの位置と思想、運動における政策従属・地域統制と自治・自律性、主体性の両面の、一次史料にもとづく詳細な分析が必要となる。

またそれと並行して大正末期から始まる児童扶助立法制定運動が母子保護法制定促進運動へと進み、女性団体、ジャーナリスト、児童保護関係者によって取り組まれている。

産業組合では、医療利用組合があったが、農村医療運動として各地に広区単営の医療組合が生まれた（1928年）。また国民健康保険の前史となる組織が共済組織として地域の人々によってつくられた。産業組合は太平洋戦争下で農会とともに農業会に統合され、第二次世界大戦後は農業協同組合（JA）へと再編されるが、全国厚生農業協同組合連合会の医療事業につながっている。例えば、埼玉県における越谷順正会のように地域実践から生まれた国民健保運動と制度化への動きにみる葛藤なども重要な事例である⁽²⁸⁾。農村医療運動、農村保健活動などの展開は農村対策の政策的側面と農村住民の自治的運動や医師や看護婦の運動の側面が見られ、運動的側面の蓄積は、戦時下の努力を経て、戦後の運動に引き継がれている。

③太平洋戦争下の動き—国家総動員体制と社会事業・厚生事業

太平洋戦争下においても、保健婦活動や保育の組織化などに運動として取り組んだ社会事業従事者、研究者たちがいたが、治安維持法で検挙される事態にもなった。これらの取り組みは戦後の社会福祉運動に関連している。また戦争末期にも当事者の立場に立って代弁しようとした人たちがいた。しかし多くの社会事業運動は翼賛運動に変質していった。

医療に関しては、ハンセン病の場合、運動のもつ相反する方向が典型的に示される。福祉に反する結果に至る官製運動として重要なものに、癩予防法（1931）以後行われた「癩撲滅運動」、「無癩県運動」「十坪住宅運動」がある。これは、周知のとおり国家によるハンセン病患者強制隔離政策を推し進めた運動であり、各地で方面委員、社会事業関係者、地域住民が一体となって協力した。そこには患者支援の意図をもった社会事業関係者が多く参加していた救癩運動（日本MTL）とも連動した動きがあったが、感染症への恐怖をおおる政策構造の下で、ハンセン病に関する正しい知識と人権感覚の不足、社会防衛的意識と患者の治療とが安易に結びついてしまった例であった。また他方で入所者の立場に立ち、苦難を共に担って療養所や施設で生きようとした人たち、主体的にいのちと生活を守るための活動を行った例も各地にあった。隔離政策と優生思想に組み込まれたが、他面で共に生きる援助実践の営為となる場合もあり、それは入所者から

の評価に示される。この運動における歴史的評価は、らい予防法廃止の取り組みにおいても入所者と職員の関係性において定められる。こうした差別は植民地・占領地においてさらに深刻な実態があった。この問題は戦後も長く続き、歴史的反省と入所者のたたかいから学ぶことが大切である⁽²⁹⁾。

また人的資源と結びついた優生運動もあり、誤った「科学性」による人間観があった。戦時下には体位向上、体力増強が強調され、レクリエーションも厚生運動の強調へと変化した。社会事業報国運動や銃後奉公会、大日本婦人会等の運動には戦時体制の推進が前提に置かれ、協力が求められた。それらには軍事優先の人間の尊厳を奪う思想があり、差別と排除、人間を資源と捉える思想が運動の中に広がったことは、今日にも続いている問題である。また、社会事業は植民地支配の下で中国や朝鮮にも活動が見られたが、これらは侵略と戦争協力、国際的な生活支援のあいだで葛藤を含むものであった。

このように、戦前の社会福祉運動前史を見ると、救貧制度の要望や公娼制度の廃止を求める運動に始まり、政策を批判しつつ診療所や託児所を開設して労働者の生活を守る運動、農村における生活や医療を協同で進め、保険制度の前提となるような住民の運動がすでに見られた。組織規模は小さいが、戦前の活動から与えられる示唆は多い。また第一に戦前の運動が戦後の前提となり継承・発展したのも数多く見られる。当事者、利用者がそこに参加している例も見られた。第二に、救護法実施促進運動のように、地域の有力者をリーダーとして地域支配と生活擁護の間で力学が働いたケースもあるが、これは生活要求を代弁する役割から考えると重要な意味を持っていた。第三に、国家政策によって誘導され動員される運動が一方にあり、人権と民主主義が未成立な中で大きな機能を持っていたことも重要な論点として存在している。これらは第二次世界大戦後の運動全体の構成につながっているものである。こうした課題は戦時下の社会事業の変質を身をもって経験した人々による戦後社会福祉実践史、運動史への提起に内包されており、運動理解がどう継承され発展してきたのか、戦後70年代までの運動論の限界とその後の課題を捉えつつ、今日の新しい研究方法との間をつないで、その思想の根底にあるものを大切にする必要がある。たとえば吉田久一、重田信一、浦辺史、天達忠雄、五味百合子、都築秀夫、山崎寛、土井五六七、小川政亮らの歩みの事例があり、また阿部志郎、仲村優一らの異なる歩みにも政治的立場をこえた運動史としての共通の意味がある。⁽³⁰⁾

3. 戦後における社会福祉運動の展開

社会福祉運動が社会福祉の中に位置づくのは戦後社会福祉の成立以後である。日本国憲法にもとづいて平和、民主主義、生存権保障の理念、国家責任、無差別平等、最低生活保障、公私分離を基本とする社会福祉の原則が示され、福祉三法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法）、社会福祉事業法を基軸とする社会福祉体系が出来上がり、社会保障と社会福祉の枠組の形

成が進められる。そしてアメリカによる占領が終わり、講和・再独立後、日本は日米安保条約の枠組の下で戦後の「逆コース」の時代を経て高度成長期へと歩んでいった。この間の動きとして、児童憲章の成立など運動的な内実をもつものが多いと考えられる。戦後社会になって、実態は不十分ではあっても、日本において民主主義と基本的人権、自由が認められたことは、主権者として制度改善やあるべき政策を求める運動を可能にするものであった。戦後の運動史の展開は紆余曲折があるが、厳密な意味での社会福祉運動はこの時期から始まるといってよい。

(1) 戦後、被占領期における社会福祉運動の形成

戦後早く始まった当事者の運動に、患者運動がある。戦前の弾圧の経験などを経て、戦後結核患者を中心とする患者運動の各同盟が組織され、1948年に日本国立私立療養所患者同盟（翌年日本患者同盟と改称）が設立された。またハンセン病患者の運動として1951年全国国立療養所患者協議会（のち全患協→現在の全国ハンセン病療養所入所者協議会＝全療協）が設立された。患者同盟の事務局長、会長を務めた長宏は「患者運動は、その素朴な、いのちとくらしを自衛する原点から生まれた」と述べている⁽³¹⁾。医療や障害をもつ人々の各団体の運動は1950年代から60年代にかけて本格化する。

生活保護をめぐるのは、1948年に健康を守る会、1950年生活を守る会が生まれ、1953年に全国組織となり（生活と健康を守る全国連合会＝全生連）、生活保護基準や国民健康保険などの改善、人権の確立を求めて運動が進められた⁽³²⁾。

保育運動は、戦前の運動を経て、1946年に民主保育連盟が組織され、焼け跡の中で子どもたちの保育が始められた。また「生きたい、治りたい」という要求、生活保護や保育への願いにもとづく権利保障運動が、この時期から社会的に認められ社会福祉の発展を求めて主体的に取り組まれることになり、その後の運動の展開は各時代の問題に対応して大きな力を発揮した⁽³³⁾。

震災孤児や引揚者への対応は、新たに施設を開設しようとする人々も加わり、運動の様相を示し、そこに国際的な救援活動の働きが合わさって生活再建が進められた。「ララ」(Lara)の活動も日系アメリカ人を中心とした救援運動の働きがその成り立ちにあった。公的な意味だけでなく、国際的に連帯する人々の働きがあり、それに応えて国内で組織を作り出してゆく歩みがあった。運動を見る場合、関係史だけでなく、移民社会の場合も視野に入れて、ディアスポラの状況と定住過程における差別と支援、排除と包摂の関係、創出と受入れ社会との間の円環構造を分析することが方法的に求められる。これらも社会福祉運動の領域の特性として重要なものだろう⁽³⁴⁾。

部落解放については、敗戦後、水平社から1946年部落解放全国委員会が結成（1955年全国部落解放同盟となる）され、部落解放運動が出發した⁽³⁵⁾。

政策との関係では、戦前からの外郭団体の特徴を残していた組織が社会福祉協議会や民生委員制度に再編され、やがて地域組織化や民間性が位置づけられるようになる。社協が住民主体の運動体として位置づけられるのは次の段階であるが、地域における活動は運動的側面を含むもので

あり、また民生委員による1950年代の世帯更生運動は、戦後民生委員活動の始まりに位置する。

共同募金運動は第一次大戦後から先駆的な活動が始まり、同情週間などの義援金募集活動も行われていたが、戦後占領下の1947年に社会事業共同募金中央委員会（1952年中央共同募金会）が設立される。これは「赤い羽根運動」として今日も国民的運動としての一つのかたちである。1947年日本遺族厚生連盟（日本遺族会）、1953年日本傷痍軍人会などの活動も運動としての性格をもっているが、運動のもつ二面性を内包するものである⁽³⁶⁾。

(2) 1950年代の展開

1952年独立講和後から、運動は各分野で本格的に始まり、1950年代半ばから全国組織化が進んだ。前述した「逆コース」と呼ばれる独立後の回帰、再抑圧の時代があり、1955年から高度成長期が始まり、その歩みの中で社会保障全体の運動や、平和を守る運動も進められることになった。1955年原水爆禁止日本協議会（原水協→65原水禁結成され分裂）、56年日本原水爆被害者団体協議会（被団協）が結成、55年には日本母親大会が開かれ、さまざまな女性団体が平和運動の担い手となった。これも社会福祉運動と密接な関係をもつものであった。しかし、沖縄はアメリカ支配の下で琉球政府の間接統治となり、沖縄の復帰と基地撤廃運動が続けられることになる。女性の立場からは公娼制度の廃止を求める運動があり、売春防止法制定（1956年）後も不平等な法制度の改善、人権を求めて闘いが続いた。婦人保護、母子福祉運動もすすめられ、その後の動きにつながっていった。また日本に残された在日の人々の権利保障運動があり、ハンセン病に対するらい予防法の制定による戦前から継続する隔離収容政策に反対する患者運動も次第に連帯が強められていった⁽³⁷⁾。

また、社会事業施設の民主化闘争も、職員、利用者によって始まった。1953年には福祉労働者の労働組合である日本社会事業職員組合も生まれ、福祉労働運動が開始された（のち日社労組、日本福祉保育労働組合となる）。1954年には、大蔵省の社会保障予算大幅削減の動きに対して、社会保障を守る会（のち日本社会保障推進協議会）が結成された⁽³⁸⁾。この運動は運動団体だけでなく、全国社会福祉協議会に事務局が置かれ、社会福祉関係者全体に及ぶもので、戦後の社会保障・社会福祉を守る国民的な取り組みであった。ここから今日も学ぶべきものが多くある。「ボーダーライン層」と呼ばれた1000万人の貧困層の実態解明がなされ、国民健康保険や国民年金の整備が求められ、社会保障制度審議会の当初の構想からは福祉国家の「ミニチュア」（大内兵衛）と言われたが、国民健康保険法（1958年）の制定と「国民年金法」（1959年）改正による国民皆保険体制の出発点に至る。

1951年には社会福祉事業法にもとづいて中央社会福祉協議会、恩賜財団同胞援護会、全日本民生委員連盟が合体して、全国社会福祉協議会連合会が設立され（55年全国社会福祉協議会となる）、各都道府県市町村にも社協組織が設置されていった。そして世帯更生運動や保健衛生地区活動、小地域活動などの取り組みを通して運動的性格が追求され、山形会議を経て62年に「社会福祉協議会基本要項」によって住民主体の運動体としてのあり方が確認される⁽³⁹⁾。

1957年には、戦後社会福祉運動の原点とも言える朝日訴訟が開始され、憲法25条の生存権そのものが問われた。日本患者同盟（1954年に全国国立私立の組織が合同）、全生連、社会保障を守る会、総評、全日自労、革新政党などが朝日茂を支えた組織は、この時代の運動のかたちをよく表すものでもあり、運動の到達点と新たな出発点となるものだったが、同時にそこにある社会福祉・社会保障運動団体と労働組合、政党が支援する構図は、この時代の運動の構造を示すものでもあった⁽⁴⁰⁾。

セツルメント運動は戦前の事業を継承する大阪の施設、保育園、市民館が集まって再建に取り組み、1957年に大阪市セツルメント研究協議会（現・大阪市地域福祉施設協議会）が結成され、セツルメント運動の戦後的あり方を追求して、学童保育運動や地域調査活動を進めた。セツルメントは、やがて制度との関係の中で公私福祉施設、同和地区隣保館、学生セツルメントそれぞれ異なる歩みとなった⁽⁴¹⁾。学童保育運動は60年代半ばから保育運動と連携して前進した。この時期には水俣病患者の運動と支援、炭鉱閉山による労働者支援の運動も始まり、60年代に前進する⁽⁴²⁾。また、「自分たちでいのちを守った村」、「赤ちゃんを死なせない」、「乳児死亡率ゼロ」の活動で知られる岩手県沢内村の医療運動（深沢晟雄村長ら）や長野県佐久総合病院の地域医療運動（若月俊一ら）の取り組みをはじめ、戦前からの基盤の上に1950年代から医療運動が福祉と一体となって前進した⁽⁴³⁾。

(3) 1960年代から70年代へ

1960年代の運動の動きは濃密である。それはおよそ8つに分けることができる。

一つ目は、朝日訴訟が1960年の第一審勝訴ののち1967年に最高裁で終結するが、この朝日茂による「人間裁判」は、その後67年牧野訴訟、70年堀木訴訟など、その後の社会保障裁判に道を開き、長期にわたる困難なたたかいを通して、社会保障・社会福祉の権利を明らかにした⁽⁴⁴⁾。

二つ目は、共同保育運動、学童保育運動、障害者運動も組織的に進んだ。また、重症心身障害児施設建設の糸賀一雄、田村一二、池田太郎の活動が「この子らを世の光に」の言葉とともに、障害児の発達保障、コミュニティケアの国民的理解を促す運動となった。里親運動や家庭養護寮の取り組み、高齢者福祉や年金給付改善の取り組み、など数えきれないほどの運動の展開があった。戦前からの系譜をもつ結核回復者のコロニー建設運動、コロニー運動の婦人保護施設への展開も見られた⁽⁴⁵⁾。

三つ目は、4大公害（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく）、各地の公害や薬害が明らかとなり、60年代後半に訴訟が開始され、公害反対運動が進められた。

四つ目は、上述した沢内村の取り組み（医療無料化を進め1962年乳児死亡率ゼロ達成）、佐久総合病院の地域医療運動や、都市における民主医療運動も、いのちを守る主体的な運動が目され、自治体運動とも結びついて全国的に発展している。

五つ目は、60年代半ばからの公的扶助研究会（公扶研、1966年）、全国障害者問題研究会（全障研67年）、全国児童養護問題研究会（養問研、72年）などの福祉研究運動の進展があり、そ

の後の実践の場と研究者との協働の実践の前進が目指された⁽⁴⁶⁾。

六つ目は、50年代後半から釜ヶ崎、山谷、寿地区など都市の日雇労働者の生活と劣悪な労働条件、搾取の実態、教育を受けられない子どもたちに対して支援運動が始まり、61年の第一次釜ヶ崎暴動等を経て支援運動が進められた。それらは行政と拮抗する関係を含みつつ、学校開設、労働福祉センター、社会医療センターなどの建設へと歩んだ。初期の活動を経て1970年には釜ヶ崎キリスト教協友会（日雇労働者家庭・ホームレス支援）が結成されている。また1959年の福岡での炭鉱閉山に伴う「黒い羽根運動」があったが、それに対して筑豊炭鉱での服部団次郎、犬養光博らの炭鉱労働者家族を支援する主体的・連帯的取り組みがあり、また労働者伝道、ワークキャンプ運動も始まっている⁽⁴⁷⁾。

七つ目は、70年代前半にかけて市民社会型の運動が登場し、当事者の視点に立った運動の提起も始まった。青い芝の会をはじめとする全身性障害者の自立運動、ボランティア協会大阪ビューロー（1965、のち大阪ボランティア協会）をはじめ新しい市民ボランティア活動が生れる。1971年東京いのちの電話（1977全国いのちの電話）、1972年杉並老後を良くする会設立なども新しい動きであった。上述の釜ヶ崎キリスト教協友会の活動も支援ボランティアが参加して医療、食事、生活支援、夜回り、越冬活動が行われる経過には市民活動の新しい動きがみられた⁽⁴⁸⁾。

八つ目に、発達する権利・働く権利の保障を求めつつ自ら施設づくりを進める取り組みとして共同作業所づくり運動や当事者主権の立場からの障害者運動の全国的動きも始まる⁽⁴⁹⁾。

この時期は運動が発展を見せながら、1970年前後から社会構造の変化と社会運動の深刻な対立状況が生まれ、社会福祉運動も新たな方向への模索や葛藤を含む転機となり、葛藤が次の時期に続くものであった。

（4）1970年代半ばから90年代へ

1970年代半ばからの状況は、低成長経済への移行と社会運動の葛藤、高齢化と地域・家族の脆弱化、コミュニティケアと在宅福祉・地域福祉への転換、国際障害者年とノーマライゼーションの浸透、といった4つの背景が、社会福祉運動の展開にも影響を与えた。

70年代後半からの福祉抑制、日本型福祉社会の議論、生活保護引き締め、健保負担増、85年の国庫負担率引き下げを経て、90年の福祉関係八法改正、在宅サービス法制化、分権化、多元化、3プランの策定、さらに社会保障改革から基礎構造改革に至る動きがあった。

そうした政策主導の流れの中で、関係団体から危機の表明や批判があり、反対運動が行われたが、状況は変わらなかった。政策主体による上からの改革の枠組みが強まり、この動きは、社会保障改革や社会福祉基礎構造改革へと進んだ。

1970年代には、障害者運動をめぐる養護学校義務化をめぐる対立、発達保障と当事者主権をめぐる立場と論点があった（76年全国障害者解放運動連絡会議結成）。これは国際障害者年

以後の取り組みの中で共通の課題が追求されることになった。また、部落解放運動では70年の部落解放同盟正常化全国連絡会議（正常化連）を経て76年に全国部落解放運動連合会が設立され、部落解放同盟と運動路線の対立が強まった⁽⁵⁰⁾。どの分野においても、21世紀に入ってから運動の統合と課題の解決が具体化されてきた。歴史的評価や背景を整理した上で運動を統一的に広い場所へと発展させることが課題とされた。在日韓国・朝鮮人の人々の権利保障・社会保障の要求、外国人の福祉制度要求、住民登録基本法制定運動、難民支援活動などの運動も80年代から進展を見せる。

もう一つの動きは、市民運動型の運動や当事者運動の新たな広がりであり、90年代の地域福祉活動の組織化の流れと関連するとともに、阪神淡路大震災（1995）を契機として、さらに大きな広がりを見せることになった。災害救援は、伊勢湾台風など戦後の災害時に救援は運動的な展開を示した。

国際NGOとしては、先駆的な活動に加えて、80年代に新たなNGOがアジアの医療支援や開発支援に携わるようになり、困難な中で連帯を広げて今日に至っている。戦後長く活動してきたキリスト教医科連盟に加えて、ペシャワール会、国境なき医師団、AMDAなど新たないくつかの活動が始まったが、内戦など国際情勢に影響された⁽⁵¹⁾。またセルフヘルプグループが各地で設立され、その後も拡大し、障害者の自立生活運動、ホスピス運動、生協のくらしの助け合いの会や生活クラブ生協の運動、JAの福祉活動、97年の地域ネットワーク型オンブズマン（湘南ふくしネットワーク）など、80年代から90年代に運動の新しい事業や支え合いの活動が生れている。地域福祉に携わるNPOの動きや介護保険・介護の社会化をめぐる運動も始まり、介護保険の制度化を進める運動が登場したが、公的介護保障の視点から介護保険批判の運動展開もあり、政策評価との関係が問われた⁽⁵²⁾。

(5) 2000年以降の動向

社会福祉法による利用契約制度の導入や規制緩和、介護保険法、障害者自立支援法等によって、事業型の運動団体は政策との関係が強まり、特定非営利活動促進法（1998）による市民福祉活動団体の法人化によって、運動の主体性、批判力が後退する危惧も指摘された。2000年以降には、行政との連携・協働による新たな政策提案型の福祉運動や、運動として始まったものが制度に取り入れられる構造が見られる。これらは運動をめぐる思想性や政治力学において、連携・協働の中でどのように運動性を発展させるかが課題となる。

社会福祉の歴史的経緯を見ると、国民動員型とも言える地域福祉推進の全国的運動には公的生活保障との関係で矛盾も多くあり、より良い制度の創造、より良い社会への変革にどう結びつくかが問われるものである。90年代から主流となってきた事業型運動の新たな展開が求められ、政策形成と運動の関係の再検討が必要となっている。

グローバリゼーションの波の中で、市場原理主義、競争原理が強まり、社会福祉の公的責任が後退し、非正規雇用が拡大する状況にあって、社会保障・社会福祉を求める大きな運動展開は、

困難な状況が続いたが、一方で新しい運動が起こり始めた。

格差と貧困の拡がりの深刻な状態に対して、2008年末に年越し派遣村が開設され、派遣労働を解雇されて住まいも失った人びとへの労働組合やNPO、市民の共同組織による支援が目された。非正規雇用、派遣労働者の深刻な問題が顕在化し、反貧困運動は貧困の問題を再び中心的な福祉課題とした⁽⁵³⁾。反貧困ネットワークなどの特徴、メディア・情報化とのつながりによる新たな展開は、足尾鉍毒事件との歴史的類比などが示唆される。それはさらに2011年の東日本大震災以後の被災地の状況、震災と福島原発災害による新たな構造的な貧困に対して、生活支援、地球環境、政策全体の課題が問われるものとなり、国家の責任と生活、福祉のあり方を根本的に問うものともなった。また自然災害は、人間の無力さを痛感する巨大な力によって命や生活が破壊されるものであり、緊急性がみられるが、それと連動して背後にある社会構造や権力構造の矛盾、不平等・格差・排除の実態と結びついて、より複合的な問題として現れている。

災害救援運動はボランティアな個人の主体にもとづく運動性をもっとも明確にみられるものであるが、同時に災害が大規模になるほど、社会統制や地域における民衆動員の力も現れ、前述したように支援活動が政治的な組織に従属する場合もある。これらは古くから指摘があるが、あらためて問われるものである。

さらに、障害者自立支援法違憲訴訟（2008年提訴、2010年合意）、生活保護引下げ違憲訴訟（2003年から全国で開始）など、さまざまな分野での訴訟による異議申し立て、制度改悪反対の運動があり、ハンセン病患者国賠訴訟（1998）から、2004年の台湾訴訟（楽生院）、韓国訴訟（小鹿島更生園）、2016年からのハンセン病家族訴訟へと続く、人権回復と過去の差別への補償を求める運動、裁判を通して権利擁護に取り組む運動など多くの事例がある⁽⁵⁴⁾。

これらの動きは、国連の動き、障害者の権利条約への取り組みとも関連して、人権の主体的拡充、インクルージョンの理念、ソーシャルワーカーの共通の定義や倫理綱領における人権と社会正義、平和、多様性などの価値観の具体化が日本でも問われ、運動の課題となってきたことを示している。それは援助関係を超越する人間的な関係、人間の弱さやつながりの大切さの理解、ジェンダーの視点からの変革などが、運動の中で結び合わさったものでもあった⁽⁵⁵⁾。

また、この間、非正規雇用労働者、ホームレス支援や子どもの貧困の全国ネットワークが組織され、2012年頃から始まった子ども食堂の取り組みも運動として広がっている。子どもから高齢者まで、生活の脆さや孤立や虐待が広がる状況に対して、オンブズパーソンや権利擁護・代弁の組織的な運動展開も進められている。またヘイトクライムを生み出す構造にまで届く深い批判力も問われるようになってきている。さらにはSDG's（「持続可能な開発」2015年国連サミット採択）の、地球の未来にかかわる取り組みも、広い意味で生活と環境と福祉を結ぶ文化運動的な方向への可能性がある。

このように、社会福祉運動は、多様な展開を見せているが、現状を見ると、次第に個別化してきた運動を捉え直し、社会問題としての共通の問題把握と運動の組織原理を再構築する必要に直面しているのではないか。かつての社会保障予算削減反対運動や朝日訴訟の時のような広がりや

もちつつ、運動における一層の対話、架橋、連帯が求められている。もう一度人権保障と生活保障、地球環境や寛容な社会、平和、非戦、平等、対話と人間的豊かさといった大きな文脈の中で、個別の運動を横につなぐ広範な社会福祉運動の構想が必要とされている段階ではないかと考えられる⁽⁵⁶⁾。

4. 日本の社会福祉運動史から見た特質と研究課題

(1) 特質とその背景

以上、日本における社会福祉運動の歴史的な変化を見てきたが、最後に、その特徴をいくつか挙げておきたい。ここには日本の特質と言えるものと、東アジア共通の特質、社会福祉そのものに共通する特徴も含まれるだろう。

- ①日本の社会福祉運動は、その前史にあたる時期から、天皇制慈恵の特徴や、民主主義と人権の抑圧による運動の難しさがあった。しかし、主体や組織の変化を見せながら、医療や保育から自然環境まで数多くの取り組みが生まれ、生活を守り福祉をつくる各分野の豊かな歴史があった。そこには再配分と承認への要求がすでに内包されており、今日社会福祉のダイナミックな展開の前提となっている。
- ②歴史をみると、貧困、差別、人権問題にかかわる個々の生活や地域における多様な現れ方や課題に対して、制度や問題の原因への批判や対策要求から、事業をつくり出し、互いに支え合う取り組み、社会全体の課題解決まで、幅広い異なる位相をもつ運動形態が見られた。それは広く見ると社会福祉の特性と関係していると考えられる。
- ③社会福祉運動の担い手は、問題の当事者だけでなく、協力者、援助者、地域の支援者が多く、とくに戦前は援助者による運動の側面が強く、パターナリズムも含まれていた。戦後は次第に、当事者を主体として組織される自立と連帯の運動へと変化してきた。また、そこに社会福祉労働者の問題の共有と専門的立場および市民の立場からの協働が広がってきた。
- ④中央集権的な構造にもとづく上からの政策形成が強く、戦後、憲法にもとづいて基本的人権が成立し、社会福祉運動が主体的に進められるようになってからも、民主主義と人権の未成熟や構造的抑圧の状況とかかわって、運動の大きな一致が難しく、イデオロギーや方向をめぐる対立する場面が見られた。この問題は丁寧な検討が必要である。
- ⑤いわゆる官製の運動に見られたように、生活支援、人権、ヒューマンイズムの働きの中に、治安、社会統制の働きが含まれる場合があった。また生活を守る運動が、国家総動員体制に組み込まれたり、差別や排除の論理に結びついたり、さらには侵略への協力に結びつく場合もあった。このことは、社会福祉運動が、問題の本質を正しく捉えて、当事者の立場、人間の尊厳、生きる権利の基盤に立つことの意味を改めて考えさせてくれる。また、それは社会運動論の近年の議論に見られる動員と変革方向をめぐる概念の検討、運動の形成要因の実践的視点からの再整理の必要とも結びついている。

- ⑥農村地域においては、伝統的な共同体の互助・共済の運動が新しい力を発揮するケースが見られた。草の根からの地域展開を考える上で、重要な事例であり、東アジアモデルにつながる面をもつと考えられる。日本の地域組織や地域の共同性と結びついて、地域福祉型の運動も特徴として見られる。
- ⑦社会福祉運動は、各時代に繰り返し起こる大きな災害と救援活動が契機となることが多く見られた。これは東アジア諸国に共通する動向であると考えられる。
- ⑧国際的な救援活動が困難な時代に大きな働きをしている。また、国連における国際年や権利条約の採択、国際的な専門団体の役割、欧米諸国における運動の反映、方法の導入が見られ、各国共通の動きの一つをなしている。
- ⑨運動の主体形成の過程には、マルクス主義を中心とする科学的認識の発展と近代化の思考、キリスト教、仏教、儒教等の思想的影響があるが、それらが文化的・思想的基盤を形づくってきたこと。この点は日本の70年代までの運動の理論的基盤を担っていた特徴であり、その位置を今日の視点から相対化し再定位した上で運動の展開の分析をしなければならないだろう。
- ⑩戦後の運動展開において、いくつかの重要な画期と局面があること。とくに1960年代後半から70年代にかけて、その目的、主体、組織に変化が見られるとともに、運動をめぐる対立が起こる時期、1990年代からの多様なNPO型の事業やセルフヘルプグループ、地域福祉活動の多様なグループが生まれ、女性の権利、ジェンダーの視点が明確に示されるとともに、シングル・イシューの活動が増える時期、そして、2000年以後、運動団体が行政連携・補完的な役割を強めてきた面が見られること。この十年の歩みには、もう一度貧困と格差の拡大に対して、貧困をなくす運動、福祉と人権の確立の大きな運動が新しい形態で発展していることも、今日の特徴である。

(2) 研究課題

本稿では取上げることのできなかつた分野や事項、人物が他にもたくさんあるが、ここで概観した、以上のような歴史的経過とその特徴の検討は、今日の課題にも関連する。本来、社会福祉実践は運動性をもち、社会福祉全体の水準を押し上げてゆく役割をもっている。その働きを、歴史を踏まえて今日どう分析・評価、発展させるかが課題であり、そのために運動の影響関係と内部構造、社会運動、社会保障運動、ソーシャルワークのもつ変革への視座などの面からの検討も課題となるだろう⁽⁵⁷⁾。

しかし冒頭に述べたように、社会福祉運動を広義に捉えると、人権主体、生活主体とその連帯にもとづく運動だけでなく、政策主体によって進められる啓発的なものやその時々との関係で進められるものもある。また社会的な人権と福祉の発展のためのキャンペーンなどの運動もある。さらに社会意識や地域コンフリクトによって、差別や排除を進める反福祉的な社会的運動や住民運動も形成されてきた。それらについて、運動のもつ目的や立場、権力構造との関係、政策・実践にもたらした影響、運動のもつ政策誘導や多義性、今後の取り組むべき方向と歴史的課

題についての社会福祉の視点から議論を深める必要がある。

さらに、社会運動研究と同様に、運動分析の枠組みの検討が課題となる。社会運動の展開過程の整理には、運動に含まれているいくつかの異なる位相から、伝統的な歴史像の細部にわたって、運動がどのような意味をもち影響を与えたかを丁寧に検討する必要がある。今日のいわゆる「新しい社会福祉運動」と言うべきテーマの広がりや、過去の運動の蓄積と継承の視点を含めて理論化し、運動の全体を把握することも欠かせない。また各国の形成過程とその背景や基盤をふまえた比較検討が必要とされる。

そうした課題は、社会福祉運動のように生活に密着した領域においてはより一層重要であり、戦後の研究を継承しつつ捉え直し、歴史の細部を掘り下げて史実を明らかにするとともに、研究方法の再検討によって運動のもつ意味をより豊かにすることが求められている。

* 付記：冒頭に記したように、本稿を書いたのは2018年8月であったが、それから1年半ほどして新型コロナウイルス感染症が広がった。現在世界的なパンデミックとそれに続く新たな危機的な国際情勢の中で、分断、貧困と格差、差別と排除、孤立と抑圧の構造が露わになってきている。いのちの価値、人間の尊厳、生活の本質の意味が問い直される中で、新しい取り組みも生まれ、社会福祉のもつ役割もより根源的に問われている。社会学および歴史学研究等において新しい社会運動の議論以後の展開が見られるが、生命と生活を守ることを基本とする社会福祉運動史として、今日の状況をふまえて新たな動きと課題をどのように受け止めるかが問われるところである。社会保障運動史、社会福祉運動史、ソーシャル・アクション史、広義の福祉運動史、人権運動史、社会運動史（ソーシャル・ムーブメント史）等の境界の問題も課題となるが、社会福祉を焦点とすることによって新たなつながりの中での運動性も追求が可能である。生活要求の組織化と生活問題解決への連帯、個人を軸とする運動、個人の尊厳、自立や社会的承認を求めて行われるものと、より良い社会の仕組みへの変革、社会的・構造的に引き起こされた問題解決への共同の取り組み、暮らしの場での地域自治や共通の課題を通して進められるものなど、各位相にあるものをどうつなぐか、その方法や対話が問われている。今日の人間のつながりと社会のあり方が変わりつつある転機にあって、また国際情勢も各国の動向も平和が遠ざかる危険のある現状にあって、社会福祉運動を、対話と地道な積み重ねによって、より広い足場に立って、日々の生活とかわらせて多様な形態を正しく位置づけることができるように、確かなものとして発展させることができるようにと願うものである。取り上げることのできなかつた重要な事例が多々あるが、今後近年の動向と合わせて補いたいと思う。

注

- (1) Nick Crossley. (2002). *Making Sense of Social Movements*. Open University Press, (=西原和久, 郭基煥, 阿部純一郎訳『社会運動とは何か：理論の源流から反グローバリズム運動まで』新泉社, 2009年). 田中ひかる編(2018)『社会運動のグローバル・ヒストリー：共鳴する人と思想』ミネルヴァ書房など参照。1990年代から「新しい社会運動」論を含む重要な研究が著わされ(社会運動論研究会編(1990)『社会運動論の統合を目指して—理論と分析』成文堂など), 近年も研究が進められている。「社会運動」については、塩原勉の以下の定義がある(見田宗介・栗原彬・田中義久編『社会学事典』弘文堂, 1994年, 390頁)。「なんらかの社会的矛盾に起因する生活危機を解決するために、社会における既存の資源配分状態や社会規範や価値体系などを変革しようとし、かつまた人々の回心をはかろうとする、組織的もしくは集合的な活動である。」「敵意表出運動、権力志向運動、社会規範を改定しようとする改良運動、そして価値体系の根本的変革をめざす革命運動などが類型として考えられる。」「…組織された運動が重視された。しかし、社会変動の推進エージェントとしての運動を広くみるならば、左翼運動のみならず、右翼および中間派の過激主義の運動諸形態もさまざまにある。」「…1970年代の資源動員論、

他方『新しい社会運動』の理論も提起された。ポスト産業社会の構造的対立の軸は労資のそれではなく、社会の周辺部で差別されてきた人々、すなわち、女性、被差別集団、少数派エスニック集団などが、中心部の管理システムに対抗する社会運動が主役の座につくと考えられる。」また、歴史からは広川禎秀、山田敬男編（2006）『戦後社会運動史論1—1950年代を中心に』、同（2012）『同2—高度成長期を中心に—』大月書店など参照。安丸良夫、色川大吉らの民衆史からの研究なども社会福祉運動史と関連している。

- (2) 社会福祉に関する運動の展開は、こうした社会運動のいくつかの構造的な枠組みからの検討と、環境保護やジェンダー、ケアなどの課題があり、承認をめぐる議論からの追求も広がっている。社会的承認に関しては、Nancy Fraser / Axel Honneth. (2003). *Umverteilung oder Anerkennung?*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main. (=加藤泰史監訳, 高畑佑人, 菊池夏野, 舟場保之, 中村修一, 遠藤寿一, 直江清隆訳『再配分か承認か? 政治・哲学論争』法政大学出版局, 2012年)。運動の視点としては社会的承認の問題が大きくなっているが、「新しい社会運動」の視点からやわらかな変革への運動分析によって深める問題もあり、後者も歴史の中から読み直して総合的に理論化する必要がある。
- (3) 人物論、自伝集成において社会運動史と社会福祉史の領域を統合して検討した例として、田中真人編（2010）『近現代日本社会運動家自伝・回顧録解題』同志社大学人文科学研究所があり、筆者も参加させていただいた。
- (4) 天達忠雄（1959）「ソーシャル・アクション」（日本社会事業研究会編『社会事業要論』ミネルヴァ書房, 1969年新版にも再録）。天達はソーシャル・アクションを「社会事業家を含めての社会改良者集団の社会行動」、「国や地方公共団体の政策という形の社会行動」、「対象者自らのいわば主体的な行動」の三つの流れに整理し、日本における自由民権運動やさまざまな大衆の行動を系譜に挙げている。そしてヨーロッパ諸国と対比し、日本でも戦後「真の民主的・組織的大衆によるソーシャル・アクション」の主体的な活動が前進したことを論じた。そして社会事業の発展にとってその社会進歩に寄与する機能が欠かすことの出来ない役割をもつことを明快に述べている（166-173頁）。浦辺史や天達忠雄の論は戦前・戦時の理論と実践の困難な経験を経たものであり、その系譜には、1920年代半ばからの社会事業論争における大林宗嗣、川上貫一らの議論や、風早八十二の社会政策史における社会運動の視点などがある。これらは関東、関西の社会事業実践者の中で底流として長く議論されていたものである（拙稿「戦前の社会事業論争」真田是編『戦後日本社会事業論争』法律文化社, 1979年および「戦後社会福祉思想の形成と展開」阿部志郎・宮田和明・右田紀久恵・松井二郎編『戦後社会福祉の総括と21世紀への展望Ⅱ 思想と理論』ドメス出版, 2002年所収他）。

同じく戦後の実践と教育、とくに労働と組織の視点をもって論じた鷺谷善教（1964）「ソーシャル・アクション」木村武応、孝橋正一、小川政亮、浦辺史編『社会福祉事業概説』ミネルヴァ書房（249-252頁）があり、鷺谷は「社会運動と社会事業」「社会事業従事者」も執筆し、社会福祉従事者（労働者）論へと展開している。鷺谷は「ソーシャル・アクション（Social action）は社会事業の一方法ではあるが、社会事業に固有の方法ではなく、歴史的には社会改良運動の一つの発展形態とみなされている。ソーシャル・アクションには明確な統一の見解はないが、従来の主要な見解をあげると次のようになる。すなわち、ソーシャル・アクションは社会問題を解決したり、社会的に望ましい目的を達成するため、世論を喚起し、個人や団体を組織して集団の圧力によって立法的・行政的措置をとらしめ、あるいは社会事業の運営に影響を与えようとする集団の組織的・合法的な努力であるといえよう」と述べ、その方法として調査、計画の樹立、計画実施のために世論を喚起するための宣伝・広報、議会や行政機関に対する集団の交渉・請願・陳情・要求などを挙げる。

なお、戦後のソーシャル・アクション研究については近年、渡邊かおり（2014）「戦後日本のソーシャル・アクション研究—近代社会改良運動との関係性」『社会事業史研究』46号など主要人物の活動を含む研究が進められている。

- (5) 浦辺史（1970）「日本におけるソーシャル・アクションの現状：保育所づくり運動の視点から—」『社会福祉研究』6号。「日本におけるソーシャル・アクションの現状」は、もう一つの論で再整理されてい

るので省略するが、冒頭に、ソーシャル・アクションを社会事業の方法技術の一つとして説明した上で、「ソーシャル・アクションはひろく社会事業の背景として市民の主体的参加を中心とするコミュニティ・オーガニゼーションの一過程とみるものと、社会福祉施設や制度改善の社会的責任をはたす社会事業固有の機能とみるものと二つの考え方がある」と述べている。そして「社会福祉の職場の問題」、「前近代的経営管理の問題」を指摘し、職場外に解決をもとめるほかないと述べた上で、「かくして日本のソーシャル・アクションは主として経営者を中心とする社会福祉団体によるものと、主として職員を中心とする社会運動としての社会福祉運動との二つに分裂しているのである。」(3-4頁)と述べ、分裂が相互の対立を生みやすく、力を減殺し、改善要求の実現を阻む結果となっている点を、まず指摘している。浦辺は1970年の時期に、運動の分裂の問題を社会福祉運動として指摘し、社会保障推進協議会への結集の必要を呼びかけた。ここには主体が支援者と当事者へ分れてゆく状況が示されているが、運動の立場による違いの分析はまだこの段階では克服可能な問題として方向づけられ、展望が捉えられていたと考えられる。今日の新しい組織の構築と発展の課題から見ると、この時期の動きから学ぶことは多く、その後の研究運動の推移や福祉労働運動の原理の見直しの課題、組織率低下などの問題を改めて分析する必要がある。

また浦辺史(1971)「社会福祉運動が示すもの—児童をめぐる教育と福祉—」『社会福祉学』11号では、70年代に入って第1に、革新自治体における住民の福祉要求に依拠して自治体が国の福祉行政水準を超える施策や国が行うべきでありながらまだ実施していない対策を実現していること、第2に各地の自治体における老人医療無料化の請求に老人クラブ等の老人たちの積極的行動が見られたこと、第3に労働組合の春闘における国民生活要求に社会福祉改善闘争が含まれていることを挙げている。そして「国民諸階層の社会福祉要求の実現をめざす社会福祉運動こそは社会福祉改善の客観的契機としてその発展が今日ほど必要な時はない」と述べる。また社会福祉運動にふれた文献を挙げた上で、孝橋正一、木村正身の「社会事業闘争」、対象者の運動を担う力を過小評価している点を批判し、今日の社会福祉対象者の範囲が広いことを指摘し積極的位置づけをしている(この点は再度検討する必要があるがここではふれない)。浦辺は「社会福祉運動とは、社会福祉の対象者と社会福祉労働者を中心として、社会福祉の要求、改善を目的とする自主的、民主的な住民運動をいう」と説明し、「現代社会において生存権、教育をうける権利、労働権等の社会的権利の阻害状況にある社会福祉の対象者が、自らの生活と権利をまもるため社会福祉の改善要求のため行動している。また社会福祉の現業行政機関、団体、施設等において直接社会福祉サービス業務に従事するものは、…」「対象者の社会的権利を守るサービスの向上とは社会福祉サービスの担い手としての社会福祉労働者の社会的人権を守ることにほかならない。ここに対象者の運動と社会福祉労働者との社会福祉改善運動の連帯性の根拠があるのである。」と述べた(2-4頁)。

さらに、社会福祉運動の組織としては四つを挙げている。「今日、社会福祉運動には多様な組織があるが、私もかつて示したごとく次のタイプが考えられる。社会福祉の対象者が自らを組織するもの、対象者がみずから要求行動できないため親や家族がこれに代って組織するもの、社会福祉労働者の運動、社会福祉労働者、対象者および社会福祉に関心を有するものによる自主的な社会福祉研究組織の四つである。」(5頁。これは前論文でも論じている)そして保育運動と障害者運動を取り上げて問題提起をした。

- (6) 一番ヶ瀬康子(1971)『現代社会福祉論』時潮社(「日本セツルメント史素描」「母子保護法制定促進運動の社会的性格について」「戦後社会福祉運動史研究についての覚書」収録)。同(1975)「社会福祉運動」浦辺史・岡村重夫・木村武夫・孝橋正一編『社会福祉要論』ミネルヴァ書房)では、一番ヶ瀬は以下のように規定している。「社会福祉の発展の契機になるものは、社会運動で、本質的には階級闘争である。」「ことに社会福祉の場合、資本にとっては直接利潤につながらない施策であるために、力関係の転換をせまる社会運動のもつ意味は大きく、…社会福祉の充実、推進がなされる面が強い。」「その社会運動のうち、とくに社会福祉に関連する具体的な要求を内包し、直接、社会福祉の充実、推進をめざしているものを、社会福祉運動という。つまり、社会福祉運動とは、資本主義社会における貧困化の法

則にもとづいて生じるさまざまな生活問題のなかで、とくに社会福祉へ直接関連のある要求を内包し顕在化して社会運動として展開されてきたものを総称した用語であるといえよう」。そして「実際に存在するのは、日常的な生活要求に根ざしながら、社会福祉のあるものを具体的に要求している多様な組織体であり運動体である。…社会福祉運動のもつ意義とさらにその概念化を試みつつ、現在の問題点を明らかにする必要がある。」「…必ずしも同義に使われてきたものとはいえないソーシャル・アクションまたは社会福祉闘争という用語がある。また社会保障闘争といわれているものにふくめられまめられる場合もある」(315-316頁)として概念化の課題を述べた。

一番ヶ瀬はソーシャル・アクションとの関係、運動の諸類型と歴史的展開を整理しているが、アクションとの関係では、「社会福祉運動には、当事者が、自らの権利として社会福祉を要求し、社会体制への追求と社会変革への展開の可能性をふくんでいる点に、その特質がみられる」とし、ソーシャル・アクションが第1に資本制生産関係を変えることを意味していないこと、第2に市民、住民の義務、責任感によって行われる活動、ムーブメントであることを述べる。また、社会福祉運動の諸類型としては、浦辺論文をふまえて、①対象者みずからの組織したもの、②親や家族がかわって行動するもの、③社会福祉労働者を中心とするもの、④社会福祉に働く者や関心をもつものによって組織された自主的研究組織(さらに住民・市民運動を加えているので実質5つになる)に分け、さらに「現在の社会福祉運動は、当事者自らの生活問題を基盤に、国民の生活権保障としての社会福祉を要求しその実質的な展開を進めるとともに、社会福祉の研究運動、労働運動と合流することにより、社会福祉の質的転換、創造的転回をはかるための努力を志向しつつある」こと、また公害問題や日照権問題など各種の住民運動・市民運動にも社会福祉要求が含まれていることを例示し、「社会福祉運動として総括されるものなかには、概念的にもさまざまなものがふくまれているが、…歴史的な状況の進展のなかで、しだいに使用されまた定着しつつあるものであり」、その経過自体から「社会福祉運動の歴史的社会的性格を知る」ことの意義を述べた。これは今日の段階でその性格を再検討する課題も含むことになる。

さらに、当時の問題点と課題については、「社会福祉運動は、一定の発展段階において、その運動自体の限界を自らのりこえざるをえない必然性を、当初よりはらんでいる」こと、「ある段階までは」社会福祉運動が社会運動の拡がりとその質を高める重要な意義をもつことを指摘し次のように整理した。「第一にそれは、一人一人の具体的な生活権保障問題を追求し、『人間の尊厳』を守る運動として、真の民主的運動の基本を明らかにする、第二に個々の日常生活要求に根ざすものであるが故に、社会運動の形骸化を防ぐ、第三に、相対的には独自の社会福祉の領域における政策批判、政策提案となり、獲得した成果は…国民の生活を高め真の福祉を目指す新しい体制実現の際に、その素材となりうる、第四に、自らの生活要求に根ざした具体的な運動経験によってこそ、資本主義社会の本質的矛盾を自らの問題として等しくすることが可能になるなどの諸点である。」(318-322頁)

なお、社会福祉の理解、権利性の実質化、運動の原動力の拡大をめぐるのは、政策主体の論理と、生活要求の中から社会福祉への権利性を深め具体的論理を明確にする運動側の論理との間に対抗関係が生じる。その究明も課題であり、一番ヶ瀬も社会福祉の組織化の課題を、細川(前掲『社会福祉運動の理念と方向』)、上坪(『東京の社会福祉運動』都政新報社、1972年)などにもふれて論じている(一番ヶ瀬「社会福祉運動の現代的意義と展開」一番ヶ瀬康子(1976)『現代の社会福祉』春秋社、所収。のち著作集に収録)。一番ヶ瀬康子の論に関しては、岩田正美、古川孝順、田端光美編(2013)『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討：生活権保障の視点とその広がり』ミネルヴァ書房、および永岡正己(2015)「一番ヶ瀬社会福祉研究における歴史研究の起点とその展開」『社会福祉学』55-4。

- (7) 真田是(1975)「労働・技術・運動」(真田編『社会福祉労働』法律文化社、1975、著作集第5巻に再録)、同(2003)「社会福祉運動は何か」浅井春夫、小賀久、真田是編(2003)『講座21世紀の社会福祉 第2巻 社会福祉運動とは何か』(著作集第5巻に再録)、総合社会福祉研究所編(2012)『真田是著作集第5巻 I 福祉労働論 II 社会福祉運動論 III 部落問題』および同(2012)『同著作集第3巻 社会福祉論』福祉のひろば(解題・永岡)などで三元構造の枠組み、二つのフェーズの論点とともに展開された。

(8) 向山耶幸「社会福祉運動」(一番ヶ瀬康子, 真田是編『社会福祉論』有斐閣, 1968年, 第12講, 229～241頁)。なお, 向山耶幸(やゆき)は平和運動を進めた平山照次・秋子両牧師(日本基督教団東京山手教会)の三女で, 姉の松井やより(耶依)とともに社会問題に取り組んだ。当時日本女子大学助手で, 不安定就業者, 日雇労働者問題, 低所得層世帯の問題から労働問題, 社会保障, 社会福祉の研究を行い, 『講座労働経済1』(江口英一と共著), 一番ヶ瀬編『社会福祉と政治経済学』などにも執筆している。本論文は社会福祉運動論としてもっとも早いものの一つである。向山はその後社会福祉・社会保障研究から離れた(東京山手教会史刊行委員会編(1975)『愛と平和の希求: 東京山手教会25年史』同教会, 平山秋子(1994)『平山秋子説教集 喜びは朝と共に』同教会40周年記念誌編集委員会, 向山耶幸(2003)『わが生い立ちの記』『あごら』290号)。向山は父・照次から「人は何のために生きるのかを考えながら, 弱い人々と共に生きることが大切なのだ」とよく聞かされたと回想している。(「父と母を語る」『松井やより全仕事』アクティブ・ミュージアム「わたちの戦争と平和資料館」2006年)。

向山は「社会福祉運動」において, 「社会福祉運動は社会保障闘争の一部分をなすのであって, 別のものではない」と冒頭に述べ, 民間社会福祉施設の措置費は生活保護法基準に見合うので, 改善闘争は生活保護改善闘争と関係にあることを指摘し, 社会保障闘争の中に社会福祉運動を見る視点を示している。そして具体的に, 1生活困窮者の闘い, 2社会保障推進協議会の闘い, 3朝日訴訟の意義, 4社会福祉事業従事者の運動, 5保育所要求運動に分けて説明している。また社会福祉を要求する運動体として, 「心臓病の子どもを守る会」「精神薄弱児育成会」「日本肢体不自由児協会」などが結成されたこと, 日本患者同盟が, 病気の種類や職業病の違いによりばらばらに存在する組織の統一への動きを重視する。そして結論として, 社会福祉運動が社会保障闘争として統一化, 組織化の方向を辿っていること, 生活問題に対する階級的連帯感があること, 生活問題には根底は同じでも断層が生じやすいことを指摘し, 「国民諸階層間での連帯」をどう捉えるかを今後の課題として示した。そして「…具体的な状況を実感している対象者と社会福祉事業従事者が, いかなる論理をうちたてつつ中核となっていくかがとらえられる必要がある」と結んでいる(240-241頁)。向山には一番ヶ瀬とともに江口英一の視点も共有されている。

改訂版では, 岩田正美によって「社会福祉運動」(一番ヶ瀬, 真田編『社会福祉論 新版』有斐閣, 1975年, 第15講)が新たに論じられた。初版から改訂版への社会福祉運動の枠組みや社会運動と関係の模索の過程が象徴的にみられ, 次の時代へ続くことになる。なお, 『社会福祉論』(有斐閣)は当初一番ヶ瀬と高島進が編者の予定だったが, 高島が国外研究のため真田が担当になった経緯があり, 運動の視点には高島の提起も含まれていた。

(9) 細川順正(1973)「社会福祉運動の理念と方向」『現代の福祉問題』ジュリスト臨時増刊537号。他に社会福祉運動に関する実践的な論があった(上坪陽の自治体労働者の運動, 杉本美江の社会福祉労働者の運動, 木村康子の要求運動の論文があった)。また『賃金と社会保障』特集・今日の社会福祉運動の焦点, 610号, 1972年9月下旬号にも, 乳幼児医療無料化運動特集があり, 浦辺「社会福祉労働の専門性と社会福祉士法試案」, 児島美都子「乳幼児医療無料化の現状と問題点」, 佐々木繁男の乳幼児医療無料化運動, 倉岡小夜の堀木訴訟論などが掲載され, 石油ショック後の「福祉見直し」の激動の時期に社会福祉運動研究が進められた。これらの議論は保育運動とも連携した面もあった。他にもこの時期いくつかの先駆的な社会福祉運動論がある。

(10) 木田徹郎(1966)「ソーシャル・アクション」, 木田徹郎, 竹中和郎, 副田義也編『改訂「社会福祉の方法」』誠信書房。木田論文はアメリカのソーシャル・アクションを論じている。「この小論で取り扱っているソーシャル・アクションというのは, 申すまでもなくアメリカ的な, いわゆる専門社会事業の特殊な科学的行動体系の一部をかたちづけているアクションである。…広い意味での社会改革とか, 社会運動とか, 思想運動とかいう, わが国でも多くの人がとが研究している, 世界各国におけるそれらの史的転回を, 大変幅ひろく, 同時に漠然と述べたてつつもりはない」と述べ, 社会運動と一線を画している。

(11) 小倉襄二(1974)「福祉と市民運動—市民参加の論拠—」『福祉問題の焦点』ジュリスト臨時増刊572

- 号、有斐閣、(のち『市民福祉の設計』小学館に収録。結語の副題を「福祉受難年にあたって」とし、次のように述べた。「…福祉政策の体系や内実からみるとお粗末、矛盾だらけであるが、当事者やそれに連帯する市民のまさに血と汗の努力によってやっとここまで支えられてきた。また、それを可能ならしめたわが国の社会—経済的の力量のあったことも事実である。」「…自助(セルフ・ヘルプ)、自立をうながす鞭がどこからか民衆にむかってふるわれはじめ」「このサマがわりのはげしさは私たちの福祉構築のもろさ、浅薄さをもあらわしている。…民衆のどの部分にシワ寄せしたり、その基本的福祉要求を切りすててこの不況を脱出しようとしているのか。…ここでこの福祉受難年をのりこえるための民衆、市民主導の選択が働くことになる。…福祉受難の市民的抵抗の拠点はまず自治体にある。“福祉のみなおし”は受動的な抑制論ではなくて、市民参加や自治体との共同思考による総合・系統的な市民の政策選択、施策のサービスの優先性のあり方、自己責任や費用負担についてのコンセンサスによるしっかりした市民福祉の設計がいまこそ求められている。」(217—219頁)
- (12) 住谷啓、右田紀久恵編(1973)『現代の地域福祉』法律文化社。貧困・生活問題の視点からは籠山京、江口英一(1974)『社会福祉論』光生館もあった。運動の視点が含まれていたが、その後運動論への発言はみられない。籠山は戦後早い時期にボランティア・アクションを論じていた(『籠山京著作集第1巻 ボランティア・アクション：パタヤの解放』ドメス出版。その後運動論は2000年代に入って『社会事業史研究』の社会福祉運動特集、事典刊行委員会編(2004)『社会保障・社会福祉大事典』旬報社などで取り上げられ、新たに研究が進められるようになってきた。近年にも社会福祉史研究において新たな研究が進められ、また社会運動史においても関連テーマが取り上げられている。
- (13) 藤野豊(1998)『日本ファシズムと優生思想』かもがわ出版。戦後の展開は安田常雄他編(2012)『社会を問う人びと：運動のなかの個と共同性』(シリーズ戦後日本社会の歴史第3巻)、大串潤児(2016)『「銃後」の民衆経験：地域における翼賛運動』(シリーズ戦争の経験を問う)岩波書店など。
- (14) 人間の尊厳として、生活の平等性の視点と社会的承認の問題が、社会福祉の領域の運動において次第に大きくなり、形態や方法、対象となる問題は幅が見られる。N.フレイザー、A.ホネット、前掲書他参照。
- (15) 大塩平八郎に関しては森田康夫(2011)『大塩思想の可能性』和泉書院など思想史的研究があり、近代とのつながりがある。前近代の民衆運動の系譜にも多くの文献があり、社会福祉運動の前提である。
- (16) 明治期の慈善事業が、運動性、支援組織、地域社会との関係から慈善事業に固有の働きがどのように展開してゆくか、産業革命期に慈善事業と社会運動が接近し、政治的力学に組み込まれてゆく動きを捉え直してみる必要がある。Ulysses G. Murphyの報告には、*The social evil in Japan and allied subjects: with statistics, social evil test cases, and progress of the anti-brothel movement*, Methodist Publishing House, 1904がある。
- (17) 東海林吉郎・菅井益郎(2014)『新版・足尾鉍毒事件通史』世織書房など多数ある。また当時の学生の運動ボランティアについては斎藤英子編(1977)『菊池茂著作集第一巻 谷中村問題と学生運動』早稲田大学出版部、安部磯雄の中西堅助を追悼したボランティア論は大亦楠太郎編(1902)『嗟呼嘯月』に含まれている。筆者は田中正造とともに活動した永島與八の生涯を追っている。
- (18) 片山潜とセツルメント運動の実相については、古くは吉田久一の評価があり、ハイマン・カプリンなどによって史料にもとづく研究が進められ、大原慧、大田英昭らの研究の蓄積がみられる。他に永岡(2006)「片山潜：キングスレー館から社会運動へ」室田保夫編『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房。
- (19) 卜部豊次郎編(1904)『全国慈善大会史』慈善団体同盟事務所、大阪慈善同盟会(1901～)『大阪慈善同盟会記録』同会、および全国社会福祉協議会編(2010)『全国社会福祉協議会百年史』同協議会。
- (20) 雨宮栄一(2003～2006)『青春の賀川豊彦』『貧しい人々と賀川豊彦』『暗い谷間の賀川豊彦』新教出版社、斎藤實(2018)『賛育会の百年：社会福祉法人賛育会創立百周年記念』賛育会など。
- (21) 大阪児童愛護連盟は1921年に設立され、市立市民館に事務所が置かれた。元牧師であった伊藤藤二が主事として月刊誌『子供の世紀』(2015年六花出版より復刻版刊行)を編集し、志賀志那人らと大阪

- 文化協会も結成した。社会事業、乳幼児保護、セツルメント運動とともに、子どもの愛護を働きかける大正デモクラシーを背景とした文化運動の一つとして注目される。
- (22) 日本地域福祉学会地域福祉史研究会編 (1993)『地域福祉史序説：地域福祉の形成と展開』中央法規他。
- (23) 東京帝大セツルメントの運動の背後に帝大新人会の政治運動との関連があり、1920年代の社会変革への運動全体を社会福祉運動史および理論・思想史の視点から捉え直す必要がある。また、東京の長谷川良信、京都の小林輝次らの再評価も必要である。北市民館に関しては志賀志那人研究会、右田紀久恵編 (2006)『志賀志那人思想と実践—都市福祉のパイオニア』和泉書院に文化運動との関係が論じられている。
- (24) これらの点の研究の蓄積、史料復刻が増えており、差別をめぐる対立的な価値を含む運動、農村運動、地域福祉運動への展開の視点の研究も進められているが、より学際的な研究の進展には横断的な比較研究も有効だろう。
- (25) 増岡敏和 (1978)『民主医療運動の先駆者たち (増補改訂版)』全日本民医連出版部、全日本民主医療機関連合会歴史編纂委員会編 (2012)『無差別・平等の医療をめざして (上・下)』同会など。
- (26) 『社会的基督教』『神の国新聞』『婦人之友』や、異なる基盤からの『家の光』などにそれぞれの動向が見られる。社会事業研究所編 (1933)『日本社会事業年鑑 昭和8年版』中央社会事業協会他。
- (27) 柴田敬次郎 (1940)『救護法実施促進運動史』巖松堂書店、民生委員百年通史編纂委員会編 (2019)『民生委員百年通史』全国社会福祉協議会全国民生委員児童委員連合会など。
- (28) たとえば国民健康保険の展開には町での自治的な活動から「国民健康保険類似組合」として越谷順正会が組織された「相扶共済」運動の例、福岡県福津市の神興共立医院から始まった「定礼」制度、山形県最上郡戸沢村の例がある。
- (29) 日弁連法務研究財団、ハンセン病問題に関する検証会議 (2005)『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』厚生省、藤野豊他編・解説 (2002～2009)『近現代日本ハンセン病問題資料集成』不二出版はじめ、韓国、中国での植民地支配の下での事例や家族も含め近年多くの研究が進められている。
- (30) これらの人々の発言の場として、戦後の東京での「社会事業新人会」などによる研究誌、大阪での「大阪社会福祉研究」誌などがあった。吉田久一、一番ヶ瀬康子編 (1982)『昭和社會事業史への証言』ドメス出版の証言。
- (31) 長宏編 (1978)『患者運動』勁草書房、日本患者同盟四〇年史編集委員会編 (1991)『日本患者同盟四〇年の軌跡』法律文化社、寺脇隆夫編 (2015-17)『日本患者同盟関係資料集成』柏書房、日本難病・疾病団体協議会編 (2016)『戦後70年—患者運動、障害者運動のあゆみとこれから』同会など。
- (32) 全生連 (1985)『全生連運動の30年：人間の尊厳をかけた生存権運動の歩み』全国生活と健康を守る会連合会他。
- (33) 浦辺史 (1969)『日本保育運動小史』風媒社など。
- (34) 多々良紀夫 (1999)『救援物資は太平洋をこえて：戦後日本とララの活動』保健福祉広報協会、厚生省編 (1952)『ララ記念誌』厚生省 (1996年、全社協復刻版刊)。
- (35) 新藤東洋男 (1981)『部落解放運動の史的展開』柏書房、大阪人権博物館編 (2012)『全国水平社創立90周年記念—特別展図録』同館、部落問題研究所編 (1971)『水平運動史の研究』(第1巻・年表) 部落問題研究所出版部他。設立時から機関誌が発行されその展開が示されている。
- (36) 共同募金運動50年史編纂委員会編 (1997)『みんな一緒に生きていく：共同募金運動50年史』中央共同募金会、日本傷痍軍人会 (1967)『日本傷痍軍人会十五年史』戦傷病者会館他。当時の認識は、運動が認められる条件から始まるが、共同募金運動や世帯更生運動、生活改善運動など社会福祉運動として異なる位相があるが、要求運動の主体が社会的に認められる日本国憲法成立後に起点を置く捉え方が一般的であった。
- (37) 在日朝鮮人の社会保障運動は水野直樹・文京洙 (2016)『在日朝鮮人』岩波書店、李清一 (2015)『在日大韓基督教会宣教100年史』かんよう出版他。ハンセン病については全国ハンセン氏病患者協議会編

- (2002)『全患協運動史：ハンセン氏病患者のたたかひの記録』一光社，国立ハンセン病資料館編（2011），全国ハンセン病療養所入所者協議会編『たたかひつづけたから，今がある—全療協60年のあゆみ1951年～2011年』同館，同編（2005）『検証会議—ハンセン病と闘った人達に贈る書』光陽出版社。
- (38) 社会保障運動全史編集委員会編（1982）『社会保障運動全史』労働旬報社，中央社会保障推進協議会編（2008）『人間らしく生きるための社会保障運動：中央社保協50年史』大月書店，中央社会保障推進協議会，日社職組については『福祉のなかま』各号，『ともしび 日社労組結成30周年特集号—語りつぐ日社労組大阪支部のあゆみ』同支部，1983年他。
- (39) 全国社会福祉協議会，前掲書など，他に中央共同募金会の記念誌等も関連する。
- (40) 朝日訴訟運動史編集委員会編（1982）『朝日訴訟運動史』草土文化，長宏編（1987）『夜明けを拓く：朝日茂の手記』朝日茂死去後裁判を引き継いだ朝日健二夫妻，患者同盟の事務局長であった長宏，新井章，証言に立った藤本武，児島美都子ら，また小川政亮，小倉襄二らの支援があった。
- (41) 大地協編（1998）『大阪市地域福祉施設協議会40年史』同協議会，学童保育運動については全国学童保育運動連絡会編（1985）『みんなで創った20年：学童保育運動の歴史と成果』（学童保育年報）一声社，大阪学童保育連絡協議会編（2008）『私たちの創った大阪の学童保育運動：35周年記念誌』同協議会，『学童保育年報』がある。
- (42) 原田正純（2016）『いのちの旅—「水俣学」への軌跡』岩波書店，水俣病被害者・弁護士全国連絡協議会編（2001）『水俣病裁判全史 第四巻・運動編』日本評論社など。
- (43) 太田祖電，田邊順一（1983）『沢内村奮戦記：住民の生命を守る村』あけび書房，若月俊一（1985-86）『若月俊一著作集』労働旬報社，菊池武雄（1968）『自分たちで生命をまもった村』岩波書店。
- (44) 小川政亮編（1987）『社会保障裁判：戦後社会保障権運動の発展』（補訂版）ミネルヴァ書房など，訴訟史については『賃金と社会保障』などにその時々の議論が示されている，このような情報提供・共有の役割は運動にとって重要であった。
- (45) 糸賀一雄（1965）『この子らを世の光に：近江学園二十年の願い』柏樹社，糸賀一雄著作集刊行会編（1982-1983）『糸賀一雄著作集』日本放送出版協会，深津文雄（1969）『いと小さく貧しき者に：コロニーへの道』日本基督教団出版局，かにた婦人の村編（2015）『かにた婦人の村創立50周年記念誌：婦人保護長期入所施設』ベテスタ奉仕女母の家，蝦名賢造（1999）『聖隷福祉事業団の源流—浜松バンドの人々』新評論。
- (46) 各団体の記念誌や記録に歴史の展開がまとめられている，たとえば全国児童養護問題研究会同書編集委員会編（2017）『日本の児童養護と養問研半世紀の歩み：未来の夢語れば』福村出版，『生活保護50年の軌跡』刊行委員会編（2001）『生活保護50年の軌跡：ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』全国公的扶助研究会（みずのわ出版）など，いくつかの異なる位置に立つ運動があり，それらには行政職員，民間福祉，地域組織，当事者による運動の展開が見られ，次第に活動は深められ，また70年代の状況の変化の中で運動の方向の議論や対立が生まれた，埋もれている活動も掘り起こしながら，当時の運動の全体像を位置づけて検討することが課題となる，また各分野の施設協議会の歩みにも運動性が示される。
- (47) 運動団体の活動報告が多く残されており，社会福祉運動史としてもまとめることが課題である，協友会40年誌編集委員会編（2011）『釜ヶ崎キリスト教協会40年誌』同会，犬養光博（1981）『市旗—筑豊の一隅から』日本基督教団出版局など。
- (48) 50年史製作プロジェクト編（2015）『市民社会を問い続けて：大阪ボランティア協会の50年』同会など，いのちの電話は同編集委員会編（1991）『いのちの共振れ いのちの電話二十年史』いのちの電話があり，他に各地域の記念誌が刊行されている。
- (49) 共同作業所全国連絡会編（1986）『働こう障害者も 働けるんだわたしたちも—共作連第9回全国集会報告集』同，自立生活センター協議会編（2001）『自立生活運動と障害文化』同，など。
- (50) 各分野における運動の分裂，対立は，対話の必要と運動の道すじを問うものであった，その後の歴史的展開を経て社会福祉の発展をどう導いたか，論点を整理する時期となっている。

- (51) 新たな国際救援の視点、人権保障と自立生活運動の関係、セルフヘルプ、アドボカシーなどの新たな運動への視点がより深く位置づけられることとなった。運動は行政による福祉改革の動きとどう対峙するか、運動のあり方が問われるものもあった。
- (52) 介護保険制度をめぐる介護の公的保障要求と介護の社会化の運動は位相を異にするものだったが、2000年以後の社会福祉運動の政策との関係の強まりによって異なる道へと歩んできたように思われる。何を目的とし、何を具体的な戦略とした運動かによって異なる位置があり、複雑化している。
- (53) 年越し派遣村実行委員会編（2009）『派遣村 国を動かした6日間』毎日新聞社他。
- (54) 『賃金と社会保障』旬報社、各号、『ハンセン病市民学会年報』同学会などに詳しい。
- (55) 人間の「弱さ」「脆さ」の積極的理解、多様性、「つながり」と包摂の方向は政策にも取り入れられるようになったが、運動の視点からの点検が必要である。
- (56) 貧困拡大が進む時期から、『反貧困』運動で基本的な問題が問われ、東日本大震災後の救援活動を経て、新たな普遍的な広がりをもった運動の展開が見られる。
- (57) アメリカでソーシャルワークの歴史からラディカル・ソーシャルワークの系譜、Bartha Reynoldsの読み直しなどがなされているが、日本における運動性の検討に示唆を与えている。たとえば Michael Reisch and Janice Andrews (2006). *The Road not Taken: A History of Radical Social Work in the United States*, Routledge. Ann Withorn (1984). *Serving the People: Social Services and Social Change*, Columbia University Press. など。